

令和3年7月28日から
令和3年7月28日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 臨 時 会 議 録

於 標茶町役場 議場

令和3年標茶町議会第4回臨時会会議録目次

第 1 号（7月28日）

| | |
|---------------------------------|----|
| 開会の宣告 | 3 |
| 開議の宣告 | 3 |
| 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 会期決定 | 3 |
| 行政報告及び諸般報告 | 3 |
| 議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について | 5 |
| 議案第52号 令和3年度標茶町一般会計補正予算 | 11 |
| 議案第53号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 | 11 |
| 閉議の宣告 | 18 |
| 閉会の宣告 | 19 |

令和3年第4回標茶町議会臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

令和3年7月28日（水曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 第 5 議案第52号 令和3年度標茶町一般会計補正予算
- 第 6 議案第53号 令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

○出席議員（12名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 渡邊定之君 | 2番 類瀬光信君 |
| 3番 長尾式宮君 | 4番 松下哲也君 |
| 5番 熊谷善行君 | 6番 鈴木裕美君 |
| 8番 深見迪君 | 9番 本多耕平君 |
| 10番 黒沼俊幸君 | 11番 鴻池智子君 |
| 12番 後藤勲君 | 13番 菊地誠道君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------------------|-------|
| 町 長 | 佐藤吉彦君 |
| 副 町 長 | 牛崎康人君 |
| 総務課長 | 齊藤正行君 |
| 企画財政課長 | 武山正浩君 |
| 保健福祉課長 | 石塚剛君 |
| 農林課長 | 長野大介君 |
| 観光商工課長 | 三船英之君 |
| 建設課長 | 富原稔君 |
| やすらぎ園長 | 穂刈武人君 |
| 教 育 長 | 島田哲男君 |
| 社会教育課長兼 中央公民館長 | 服部重典君 |

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 中島吾朗君

議事係長 中嶋禎之君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（菊地誠道君） ただいまから令和3年標茶町議会第4回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（菊地誠道君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（菊地誠道君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、
9番・本多君、 10番・黒沼君、 11番・鴻池君
を指名いたします。

◎会期決定

- 議長（菊地誠道君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（菊地誠道君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由とあわせ行政報告を求めます。
町長・佐藤君。

- 町長（佐藤吉彦君）（登壇） 第4回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由であります。茅沼地区観光宿泊施設の改修事業に辺地対策事業債を活用するための辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について、またアイヌ政策推進交付金を活用した事業展開の実施、またコロナ対策として商品券発行事業・セーフティネットの補助又は備品等の整備を目的とした一般会計、介護会計補正予

算案についてご審議とその議決をいただきたく本臨時会を招集したものであります。

続いて行政報告をいたします。令和3年第2回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の2点について補足いたします。

1点目は、工事請負契約の変更についてでありまして、地方自治法第180条第1項の規定により、このたび、専決処分を行いましたので、ご報告いたします。

令和2年第3回定例会において議決をいただき、工事を進めております、標茶中茶安別線道路改良舗装工事について、第2回設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更になったものです。

設計変更は、本年第2回定例会において、専決処分の報告をした第1回設計変更の契約額1億8,855万1,000円を88万円増額し、1億8,943万1,000円に変更したものです。

理由としましては、道路側溝について、土地所有者との協議により流末の位置を変更したことにより、U型側溝の延長が増となったこと及び、切土法面から地下水が湧出し、通常の張芝では法面が崩落することから透水性の高い特殊かごを設置する必要が生じたことにより、契約金額が増となったものであります。

2点目は、ヒグマによる家畜被害の発生について、ご報告申し上げます。

去る、6月24日に阿歴内牧野で乳牛が3頭、ヒグマに襲われていることが判明し、その後、7月1日に茶安別共和牧野で乳牛が6頭、7月11日には茶安別の個人の牧場で乳牛が1頭襲われました。うち、死亡牛は1頭、ヒグマによる外傷があった牛が9頭の被害状況となっています。

町の対応としましては、北海道ヒグマ管理計画を準用し、今回のヒグマを問題個体と位置付け、捕獲に向けて必要な行動と、ヒグマを寄せ付けないための防除対策、偶発的人身事故防止のための注意喚起などの取り組みを行っています。

問題個体の捕獲については、発生した現場付近に箱わなを4基設置しております。また、箱わなの設置個所には問題個体を特定するため、定点カメラを設置し情報収集を進めているところでございます。

ヒグマを寄せ付けないための対策として、音と光で野生鳥獣を威嚇する忌避用品の設置強化のほか、今回被害のあった個人の牧場については、施設の関係で昼夜放牧をせざるを得ないため、電気柵の設置を行うとともに、ヒグマの進入路となりうる水路の除草作業を実施して対応しています。

巡視活動については、箱わなの設置個所の巡回パトロールを行って対応しています。農家や一般町民向けには、みるメール、FAX、ヒグマの出没地図を掲載したポスターの掲示、「広報しべちゃ」への掲載などで注意喚起をしているところでございます。

令和元年に被害が発生してから3年目となり、未だに問題個体の捕獲はできずに、被害が広がっていることから、7月9日には標茶農協組合長とともに、釧路総合振興局を訪

問し、広域的な駆除体制の確立やヒグマの適正な個体数の管理、生産者支援の実施などを強く要請したところであります。

ヒグマの問題個体の駆除につきましては、地元猟友会の協力をいただきながら、引き続き努力を続ける考えでありますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案第51号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。議案第51号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第51号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

辺地につきましては、毎年度、国から辺地を有する市町村について調査がされており、この調査は、辺地要件を満たしているが総合整備計画を策定していない地区も含むとされており、本町においても虹別、中チャンベツ地区が該当していることから、毎年度、変更なしで報告をしておりました。

このたび、現在作業を進めております「茅沼地区観光宿泊施設改修事業」に係る財源として、優位な起債であります辺地債を活用するに際し、新たに塘路地区が辺地の要件に該当することとなったことから、総合整備計画を策定し、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を得たいというものでございます。

また、この辺地計画につきましては、塘路、茅沼、阿歴内地区における事業実施に際しては有利な起債が活用できることとなるものでございます。

なお、本計画案につきましては事前審査等必要な事前協議を終了し、7月13日付で北海道の同意を受けておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第51号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定に基づき、下記の辺地に係る公共的施設総合整備計画を

別紙のとおり策定するというものでございます。場所につきましては、塘路辺地でございます。

次のページをお開きください。

総合整備計画書でございます。

場所は、北海道標茶町塘路辺地、辺地の人口519人、面積は173.9平方キロメートル

1. 辺地の概況でございますが、

(1) 辺地を構成する町村又は字の名称

川上郡標茶町字コッタロ、字コッタロ原野、字コッタロ原野北、字シラルトロエトロ、字塘路、字塘路番外、字塘路原野、字塘路原野北、字阿歴内、字阿歴内原野、字阿歴内原野基線、字阿歴内原野南、字阿歴内原野北、字ウライヤ、字マサコヤノシマ

(2) 地域の中心の位置でございますが、川上郡標茶町字塘路原野北7線53番地7

(3) 辺地度数でございますが、116点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情でございます。

観光及びレクリエーションに関する施設

本辺地は、釧路湿原国立公園の北側に位置し、塘路湖・コッタロ湿原・シラルトロ湖など雄大な景観が望める場所として、道内外から多くの観光客が訪れる観光拠点となっており、また、地域住民のコミュニティの場としても重要な役割を果たしている。

茅沼地区観光宿泊施設「憩の家かや沼」は、シラルトロ湖に隣接し、雄大なロケーションと温泉を活用した町民の保養、健康増進の場として建設され、昭和62年に国立公園の指定を受けてからは、同公園内で唯一の宿泊施設であり、町民の憩いの場として、また、広く公衆のレクリエーション、保養施設としての役割は一層大きなものとなっている。また、雇用対策、地域経済の活性化を推進するためには不可欠な施設であるものの、昭和53年10月の建設から40年以上を経過し、施設の老朽化が進んでおり、本改修により、町民の利便性向上とさらなる誘客に対応できる施設整備を行い、交流人口の創出による地域活性化を図るものでございます。

3. 公共的施設の整備計画でございます。

計画期間でございますが、令和3年度から令和7年度までの5年間でございます。

施設名ですが、観光及びレクリエーションに関する施設、茅沼地区観光宿泊施設改修事業。事業主体名は標茶町。事業費は11億9,223万9,000円。財源内訳でございますが、特定財源3億9,466万2,000円、一般財源7億9,757万7,000円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額でございますが7億2,670万円でございます。合計につきましてはただいまの説明と同じであります。

以上で、議案第51号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 今回示されている、辺地に係る総合整備計画については、該当地域の課題がずいぶんあるというふうに思うわけですが、そういったことが取り入れられていないということが、まず一つ。それがなぜかということ伺います。あと、具体的にいうと塘路地区には今回提案されている観光施設以外に教員住宅、公民館、へき地保育所、消防、ふ化場など、老朽化しており更新すべき公共施設が複数あります。さらに、茅沼地域では安全な飲料水の確保、それから、し尿処理の設備、また標茶町にとっても一次産業の一翼を担う大根生産地である阿歴内、茅沼においては集荷施設であったり、選別施設がないという、そういうような状況があつて新たに整備すべき必要があると思います。

今般、示された辺地に係る総合整備計画は財政上の計画であることは理解していますが、地域の課題を全く考慮しないというのは計画としては違和感があります。こういった現状で整備の必要な施設などについて本来であれば財政上の計画とは言いながら、担当する部署との調整や地域の課題を再度確認するといった、丁寧な作業が必要だと思われるわけですが、そういったことが行われているかどうか。財政上の計画とは言いながら、絵空事であつてはならないし、辺地計画を組むにあたっては辺地に暮らす人々の生活や文化が向上するという内容でなければならないわけです。そういった意味で内容的に不十分ではないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

事業個々の課題が取り入れられていないと、塘路地区においては教員住宅、公民館、保育所、消防。茅沼地区においては飲料水、し尿処理施設、大根の集荷施設と、様々な施設の問題を抱えているのではないかとご指摘がございました。探せばきりが無いと思います。標茶町全域においては過疎地域に指定されておりますので過疎債の事業対象としては、なんら今までと変わりございません。今、議員が申し上げた施設関係の整備につきましても、過疎は使えます。ですからこれらの問題を先送りしてやっているとか、これらの問題に優先度が出てきているという部分がございます。調整が済んでいないのではないかとご指摘があるかと思っております。財政上の計画であるからいいという部分でございますが、決してこの部分を特別扱いしてやっているわけではございません。

本町、全域にわたって様々な課題はあります。ただ、議員もご承知のとおり、財政上の問題からどれを取り組むかという部分もありながら私ども毎年度、今回の議案提案をしているものは辺地でございますけれども、過疎債を利用した事業で様々な事業を行っていることはご理解をいただきたいと思っております。

提案理由の中でも、現在作業を進めている茅沼地区観光宿泊施設改修事業に際して、この辺地の総合整備計画を立てて行なうことにより、過疎債よりも有利な辺地債を使えることがわかったと。それで提案理由の中にも述べておりますけれども、これは茅沼の観光宿泊施設の整備事業だけではなくて、ただいま議員からご指摘いただきましたが、塘路、茅

沼、阿歴内地区における事業展開に際しては、辺地の指定を受けておけば必要な事業があるときは、過疎よりも有利な辺地は同じく使えるという部分で理解をしていただきたいと思います。この度私ども財政上の計画と言われましたけれども、財政上の計画でこういうことを常々出しているわけではなくて、常に事業をするに際しては、町長からも日ごろから言われていますけれども、有利な補助金・交付金を見つけて、町財政に負担を掛けないようにという部分では原課も相当神経を使ってあちらこちらにアンテナを張り巡らせながら、補助金等の獲得に動いており、その補助裏に要する資金について、なるべく町の財政負担にならないようにということで今までは過疎債を利用してきたわけなんですけれども、北海道の助言等もございまして、辺地の計算をしてみたらという助言がございましたので、われわれ辺地という部分には気づいていなかったわけなんですけれども、そういったことから改めて、辺地の点数を計算しなおしたところ、今回、辺地の点数が100点を越えたということで、この辺地債が使える地域として認定を受けられれば、過疎債が使える前段と言いますか、スタートラインに立てるというところで、今回この整備計画を茅沼地区の部分について提案させていただいたということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） まず、辺地債が過疎債よりも有利だということ、それに関しては十分理解いたしました。ただ、辺地とその他の地域の間における住民の生活水準の著しい格差の是正ということに、観光宿泊施設がつながるのかどうか。例えば経済効果とか雇用も含めて地域にどのような影響があるとか、運営方法とかそういったことが示されていない計画なわけですね、そして策定中の総合計画にもこの件に関しては明記されていない。それ以外の消防、あるいは一次産業の振興の施設とか飲料水の確保、し尿処理などは総合計画の中にも明確にうたわれている内容なわけですね。

今回、辺地計画を策定して提出するにあたって、それらを全てとは言いませんけれども観光施設とともに喫緊の課題について併記することによって、町の現状ある課題に対する姿勢というものを私はきちんと示すべきだと思います。そうでなければ、補助裏の獲得のために塘路、茅沼、阿歴内を新たに辺地計画を組んでというのは、地域の人にとっては補助裏の資金確保というか財源確保のためだけに自分たちの生活というものが置き去りにされるようなそういう感覚も持つんじゃないかと思うんですね。課長から答弁いただいたようなことを計画の中にも文言として表すことはできると思うんですね。全ての課題じゃなくても優先度が高いなという一つ、二つを入れることはできると思います。いろんな整備計画を見ましたけれども単品でそういったものだけというケースはなかなか見当たりません。そこらへんでそういった現在ある課題を追加するという考えはありませんか。すぐやれということではないです。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたしたいと思います。

議員申し上げていることは大変理解するわけなんですけれども、今回の辺地総合整備計画につきましては、はっきり言うと単品ごとに計画を上げるというようなものになっています。

質問はされておられませんけれども、今現在作業を進めております、今年の9月に定例会に向けて新過疎法ができたことによる過疎市町村計画を北海道と協議をしている段階なんですけれども、過疎の計画につきましては全体像を出すために様々な案件を載せていますけれども、辺地につきましては、辺地の該当となった地域における事業をするに際しての計画を上げていくこととなりますので、議案の中でも提示している2番目の公共的施設の整備を必要とする事情のところ、先日、皆さんに全員協議会の中でお示ししましたけれども、この辺地法に記載されている事業、政令に記載されている事業、省令に記載されている事業にこの辺地が使えるということになりましたので、それぞれのメニューで必要が生じた場合、ここに事情の中身を記載し、3番目の公共施設の整備計画に計上していくということになりますので、項目をあげることは可能だと思いますけれども、実際に3番目の事業整備計画に入れる場合にですね、事業費、財源等々、記載をしなければならないわけですので、まったくこれ以外に使えないというわけではなくて、この計画期間中に例えば塘路市街における教員住宅の整備が必要になったということであれば、ここに項目を追加し、事業費を掲載し道と協議をしていく、そして道から同意を得られたときに皆さまにこの議会において議案提案をしていくというような手続きになるかと思えます。これからこの整備計画にほかの事業をのせていくというのは可能でございますので、その辺はご理解いただきたいと思えます。今回はこの茅沼地区の整備事業を1本あげさせていただいているということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○2番（類瀬光信君） おいおいそういった、今回私が述べたような内容についても計画に取り込んでいくことは可能であると、もちろん過疎も含めてですね。そういう考えを持っていると理解していいのかどうか。それとあとはやはり、この計画によって塘路、茅沼、阿歴内の住民がその生活や文化がどのように向上していくのかという点について、お答えをいただいて質問は終了します。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） 1点目のご質問につきましてはお見込みのとおりでございます。

2点目のこの地域の住民の文化や生活の向上をどのように図られていくのかという部分でございますが、過疎もほぼ同じ目的で事業展開しております。道路の整備、建物の整備等で、やっていることは他の地域と変わらないということでございますが、有利な財源を使えることで、町としてその事業に取り組みやすくなっているという部分で考えますと砂利道が舗装道路になることによって、生活環境も変わるでしょうし、道路だけではなくて公共施設も整備されることで地域の住民の方々の使い勝手もよくなる、様々な部分で生活

文化の、文化といってもいろいろ捉え方もあるでしょうから、書道をしたり絵を描くだけが文化ではないと思いますので、そういった部分で少しでも地域住民の暮らしの向上と言いますか、地域を整備することによって、その域内の住民の使い勝手がよくなったりとか、そういったものの全てにおける向上を図るのは無理かもしれませんが、一つ一つできることから地域の整備を図ることによって、域内の住民の生活の安定・向上等に繋がるものと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○6番（鈴木裕美君） 2点ほど確認の意味で伺いたいと思います。今、課長の答弁の中で追加をできるということなんですが、それは仮に事業が緊急に出てきた場合に今借りる予定をしているとすれば、年度内であっても追加でできるのか、それとこの債権の限度額と言いますか、これ以内というようなのはあるのでしょうか。伺っておきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

年度の途中であっても可能だと思います。これもいま年度の途中でやっていることになります。1番最初は春先に調査が来ます。ですからそのときにあげていると、一次の採択に乗ったということになりますけれども、もうすでに辺地の部分は一次は終わっていますので、次の二次に向けて今作業を進めているということになります。ただ、二次の作業のほうにも入り込めないようであれば、次年度ということになるかと思いますが、いつでもどこでもできる部分になると思いますけれども、起債の認定をされるかどうかというのは微妙なところもありますので、そういった部分では時期が10月、12月に計画をあげてもなかなか採択は難しいという部分はあるかと思いますが、今我々が作業をやっているのも次の二次に向けて作業を進めているところでございますので、年度の途中でも可能だと考えております。

限度額でございますが、一応限度額はないものと考えておりますが起債の部分も国において額が決まっております。過疎債もそうでございますけれども。無制限に使えるというわけでもなく、100億の事業をやりたいので90億起債を使わせてほしいと言っても標茶だけでそんな額が配当していただけるわけではございません。毎年度、私どもも過疎債事業につきましては、過疎計画、起債計画を上げて申請をしているわけなんですけれども、やはり北海道の枠というところで、その枠の中で案分と言いますか配分されてきますので、そういう部分ではこちらが思った額にならないという部分もあります。ですから限度額はないとしても、国における持っている配当予算、北海道における国からの配当額によって、限度額はないと言いつつも配当される額には限りがあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議がありますので本案は起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（菊地誠道君） 起立多数であります。

よって、議案第51号は原案可決されました。

◎議案第52号ないし議案第53号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第52号、議案第53号を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君）（登壇） 議案第52号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第4号）であります。

本年3月に補正予算第1号で可決いただきましたセーフティネット貸付利子補給補助金の追加、地域応援資金及びセーフティネット利子補給・保証料補助金のための基金積立金の追加、商工会が発行するプレミアム商品券への補助金、ワクチン接種に係る予算の組み替え、介護施設におけるコロナ対策に係る消耗品等の購入費用の追加、アイヌ政策推進交付金を利用した博物館事業に係る経費として歳入歳出それぞれ5,248万9,000円を追加し、総額を122億4,835万6,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、新型コロナウイルス感染症対策商品券発行補助金1,047万円、セーフティネット貸付利子補給補助金134万5,000円、アイヌ政策推進交付金事業2,919万1,000円を計上いたしました。

基金積立金として、新型コロナウイルス感染症対策基金積立金に中小企業特別融資貸付利子補給補助金、セーフティネット貸付利子補給補助金に係る令和4年度から令和8年度分の補助金588万5,000円を追加いたしました。

他会計への繰出しにつきましては、介護保険事業特別会計では公共施設安心確保事業分として559万8,000円を追加いたしております。

歳入につきましては、特定財源を見込み、地方交付税の増額で収支のバランスを図ったところであります。

また、債務負担行為で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明いたします。

令和3年度標茶町一般会計補正予算（第4号）

令和3年度標茶町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,248万9,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億4,835万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

以下、内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがい、ご説明いたします。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので、説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

第2表 債務負担行為補正でございます。

事項ですが、セーフティネット利子補給資金（令和3年度）。補正前の期間、令和4年度から令和13年度。補正後の限度額、融資金2億円に対する利子補給（年1.0～1.2%）1,355万1,000円を補正後の期間、令和4年度から令和13年度、補正後の限度額、融資金3億1,000万円に対する利子補給（年1.0～1.2%）2,100万1,000円とするものでございます。

15ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項ですが、セーフティネット利子補給資金（令和3年度）。補正前の債務負担行為の限度額、融資金2億円に対する利子補給（年1.0～1.2%）、1,355万1,000円。当該年度以降の支出予定額、期間、令和4年度から令和13年度、金額が1,355万1,000円。財源内訳でございますが、その他で1,070万1,000円、一般財源285万円を補正後の債務負担行為の限度額、融資金3億1,000万円に対する利子補給（年1.0～1.2%）2,100万1,000円。補正後の当該年度以降の支出予定額ですが令和4年度から令和13年度、金額が2,100万1,000円。財源内訳がその他で1,658万6,000円、一般財源を441万5,000円とするものです。合計でございますが、債務負担行為の限度額、6億2,174万円。前年度末までの支出（見込）額3億

4,311万6,000円。当該年度以降の支出予定額2億7,862万4,000円。括弧内の6,170万2,000円につきましては、令和3年度の支出予定額となっております。財源内訳ですが、国道支出金2,227万5,000円、その他で6,245万4,000円、一般財源1億9,389万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第52号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・石塚君。

○保健福祉課長（石塚 剛君）（登壇） 議案第53号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）で、介護サービス事業勘定において一般会計からの繰入を財源として、やすらぎ園における感染症対策に係る消耗品の購入費用490万6,000円及びベッドなどの備品購入費用69万2,000円を追加し、歳入歳出とも559万8,000円増額し、総額を6億2,115万円とするものでございます。なお財源につきましては、繰入金により収支の調整を図ったところであります。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。介護保険事業特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

令和3年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和3年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ559万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,115万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書にそって説明いたします。

8ページをご覧ください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページ、3ページの「第1表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第53号の提案趣旨並びに内容の説明について終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

はじめに、議案第52号、一般会計補正予算、第1条、歳入歳出予算の補正、歳出、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

黒沼君。

○10番（黒沼俊幸君） 11ページでちょっとお伺いいたします。

博物館費、10款でございますが、先ほどの説明でアイヌ関係の事業で丸木舟を製作するようなお話を耳にしたんですが、この事業についてですね、もう少し具体的に聞きたいと思いますが、この総額は大体いいんですがその事業をどうやって進めるのか、原料の大木は町内に自生しているのを確認しているのかどうか、2点についてお伺いします。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

丸木舟の製作につきましては、町内の業者さんに製作を委託する形になります。材料につきましては、現時点で所有されている方がおりまして、それを無償で提供していただいているという予定になっております。

活用方法につきましては、製作過程の記録・保存と作成した舟の事業等への活用を図る、あと状況によって館への展示も考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

類瀬君。

○2番（類瀬光信君） 同じく11ページ、ただいま答弁のあった委託料ですけれども、2,100万円のうち丸木舟にかかる分というのはおよそいくらか、それから事業に活用という事業とは具体的にどういうことか、その2点伺います。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

丸木舟の製作の事業費につきましては、総額で385万3,000円を予定しております。それと事業につきましては、同じくこのアイヌ政策の関係で、ひしのみを採取して食すという事業を予定しておりまして、そういった事業等へも活用を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○8番（深見 迪君） 今のところですが、この博物館マップ、255万2,000円、どういうものなのかということと、それから設計委託料の内容、さっきの丸木舟と映像資料と聞いたのですが、2,109万円のうち丸木舟の製作費用が385万円、残りはどういうものに使うのか、それと、いよいよアイヌ政策推進交付金の事業計画が出発することになりました。前に質問したとき町長から理念といいますか目的みたいなものを伺いました。

昨日、町のホームページにアップされていましてのでその事業計画をだいたいさらっと見たんですが、国の方の基本的な方針の中に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現に向けて行っていく」と、そして「その施策を推進することが重要である」と。それから「多数のアイヌの人々が法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を我々は厳粛に受け止めなければならない。そのことにきちん

と着眼してアイヌ施策を進めていく必要がある」というふうに国の方では閣議決定で言っているんですけども、昨日アップされているホームページ、5か年計画かな、令和7年度までのをずっとみましたけれども、これが悪いというわけではないんですが、文化の継承それから地域の産業の振興ということが5か年計画でうたわれているんですが、その中に国で決めたアイヌの人々の苦難の歴史の継承事業、こういったものが見当たらないんですよね、町のホームページには。入れるべきではないかと思うんですが、これは考えていないのでしょうか。

あとで商工のほうも質問していいですか。

○議長（菊地誠道君） 社会教育課長・服部君。

○社会教育課長（服部重典君） お答えいたします。

まずはじめに、文化財マップのデジタル化事業の関係だったと思うんですが、文化財マップにつきましては、町内の小学生に配布していた標茶町文化財マップについて、本町のアイヌ文化に関する記載を大きく取り入れ、従来の紙ベースのものを電子ファイル形式に変換して利用を図るというものでございます。

（「もっと大きい声で、聞こえない」の声あり）

○社会教育課長（服部重典君） すみません。お答えいたします。

文化財マップにつきましては、町内の小学生に配布していた標茶町文化財マップについて、本町のアイヌ文化に関する記載を大きく取り入れて、従来の紙ベースのものを電子ファイル形式に変換して利用を図るというものでございます。

次に業務委託料の関係だったと思うのですが、先ほど丸木舟の関係が385万3,000円と言いましたが、そのほかに大きなものとして映像コンテンツの作成ということで、博物館所蔵の塘路地域におけるアイヌ文化に係る映像資料をデータ化し、本町のアイヌ文化の理解を目的とした映像コンテンツとして博物館に展示するほか、町内の施設への活用を図るというものであります。また、本町内に伝承されている伝説や昔話についてアニメーションの映像作品として製作して活用を図っていくというものでございます。

それとアイヌ文化関連施設の整備事業ということで、町内にある駅通施設、塘路の駅通は移築されたものなんですけど、移築前の本来の間取りに改修を図っていくというものであります。今年度につきましてはその実施設計ということであります。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・武山君。

○企画財政課長（武山正浩君） お答えいたします。

今の駅通の関係、若干補足させていただきますと、駅通所の間取り変更改修工事ということで、従来のということで社会教育課長からご説明ありましたが、それプラス、駅通に塘路アイヌを中心とした展示造作ということで明治時代の塘路アイヌに関する記録が残る塘路駅通所取扱人が残した「越善文書」の複製を作成、資料のデジタル化を行い、アイヌ語を含めた多言語に対応した展示造作を行うということの設計委託費でございます。

それとですね、先ほど議員から、アイヌ新法の理念に基づくものの内容が含まれていないのではないかとのご指摘がございました。ちょっと今、法律のものを持って来ていないものですから、なかなかお答えしづらい部分もあるんですけども、議員、昨日、アイヌ政策推進地域計画をみたということでございますので、お話させていただきますと、その2ページ目に本町にアイヌ協会はないがというところで一つ前置きをしております。本来であれば、アイヌ協会とアイヌに関わる方々の団体があるのであれば、そちらの方々が主になって、この交付金を利用した事業展開が様々なものが出来上がるわけなんですけれども、私ども、議員ご指摘のとおり2年前からこのアイヌ推進交付金を利用した事業は展開できないのかというご質問等もあったかと思っておりますけれども、そのときに本町に受け皿がないということでお答えして、今、その作業ができないんだということでお答えしたかと思っております。

それで、どうにか方策がないものかというところで探していたところ、受け皿がなくても事業展開しているところがあるという情報を得まして、そちらのテクニックも先進地に習いまして、いろいろ模索した結果、本町にアイヌ協会はないが、アイヌ文化や歴史に係る文化財が多数残されていると、これらの情報を蓄積し展示や事業等を通して発信する拠点として、今現在の標茶町博物館ニ・タイトがあると。また、かつてコタンのあった塘路地区にはアイヌ文化の楽器であるムックリの演奏を中心とした文化サークルがあり、標茶町のアイヌ文化の伝承活動をされてきた方などが在籍しているというようなことで、とりあえずこの情報等を蓄積し、展示している博物館ニ・タイトにおけるアイヌの展示等の整備に係る資金といたら怒られるんですけど、我々も先ほどの辺地の話にもなりますけれども、町の財政に負担をかけないで同じ事業効果が望めるのであれば、いい補助金、いい交付金を探してこいと日頃から町長に言われているものですから、そういったことでなんとでもこれを獲得すべくここにたどり着いたわけで、日頃、博物館では課題となっている事業の整理のためにアイヌ推進交付金を使っていこうということで今回、計画を足掛かりとして作成させていただいたということで、ここから先に進んでいきたいなというふうに考えているところでございます。

なにぶんにも、受け皿団体がございませんので、できることには限りが今後出てくるかなという部分もございますけれども、その中でもいろいろ探していきたいというふうに考えているところでございます。

それと法律に基づく、議員がご指摘する部分に該当するかどうかの部分なんですけれども、アイヌ文化の保存又は継承に関する部分としては、文化財マップのデジタル化事業等がここに該当してきているわけなんですけれども、この事業につきましては、本町のアイヌ文化を知ることができる機会を設定したものであって、アイヌ文化への敬意を基盤とした共生社会の実現に寄与していくというふうに考えているところであります。

それとアイヌの伝統等に関する理解の促進に関するものでございますけれども、このアイヌコタンが存在した塘路の伝統文化が継承され続けてきた部分を一般町民を対象とし

た体験学習や講演会を開き、体験伝承事業として位置づけ、継続的に実施することでアイヌ文化への理解と後継者育成を図り、本町のアイヌ文化の継承と発展を促すという考えでやっているものでございます。

観光の振興、その他産業振興に関する部分でございますけれども、このアイヌ文化の伝承、普及、イベント事業を通して、これはムックリでございますけれども、これらにつきましては、アイヌ舞踊などの鑑賞を行うほか、ムックリづくりの体験、演奏講座、アイヌの食文化に根差した食事の体験試食会などをあわせ、アイヌ文化伝承普及を目的としたイベントを行う。これらをする事によって、アイヌの歴史文化への敬意と社会的、経済的向上を図り、また関係団体の連絡強化と後継者育成を図るものであって、アイヌの人々が誇りをもって暮らせる共生社会の実現に寄与していくという考えで今回、推進計画をたてているというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

また、今後、この計画が全て終わりではなくて中身についても変更等ございますので、事業展開または考え方、その他、新たな事業展開をする部分においては新たなものの記載もしていかなければならない部分もございますので、その際には推進計画の中身も書き加えていかなければならないものというふうに理解をしているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 基本的な部分については今、企画財政課長から答弁あったとおりなんですけれど、若干補足をさせていただきたいと思います。

国のほうで示している苦難の歴史の継承事業には着手する考えはないのかという、そういうご質問だったというふうに思いますけれども、企画財政課長が申し上げたとおり、今回足掛かりとして文化面の事業を導入しながらですね、この地でアイヌの人々が暮らし、生活を営み、文化を築き上げてきた、そういうものを身近なものにしていただくというのがまず第一歩なのかなというふうに思っております。

担当課長のほうから冒頭あったように、推進交付金、当初は地元で団体がなければ難しいという言われ方をしている時期がありました。そのときに地元の方と意見交換をしたのですが、個人的には動けるんだけれども組織的にみんなをまとめていくというふうになると、やはりまだ様々な感情とか考え方があって、簡単には組織化はできない、そういうお答えをいただいたことがあります。そういうことから考えて、苦難の歴史というものをどのようにして表現し、伝えていくか、それについては事業主体である町だけの考えではなくて、実際にそういったことを体験されてきた当事者の方たちの意見も吸いあげながら、状況をみながら取り組まなければならないというふうに考えているところであります。総合的な環境を見ながらそれについては判断しながら、担当課長が言ったように必要な時期に計画変更、追加できるものについては追加していきたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○8番（深見 迪君） たまたま5か年計画をさらっとですけど、目を通させてもらいました。今副町長おっしゃったように、ともすれば、アイヌ文化の伝承と観光、地域産業、

こちらにばかり傾倒して行って、さっき言った国が言っているような内容が、非常に差別されて、そういう歴史があったからこそアイヌ新法がその反省の上にたって出来上がって、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を厳粛に受け止めて、これは私が言っていることじゃなくて国が言っていることなんですけどね。そういう苦難の歴史的な事実、これを伝えていくという、そういう事業もぜひ踏み込んでいただきたいなど。今ここにはないので適当な質問ではないかと思うんですけど、これが5か年計画に基づいてできたやつですので、そのことを要望として伝えておきたいなというふうに思います。答弁ありませんから。

○議長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、第2条、債務負担行為の補正について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ次に、議案第53号、介護保険事業特別会計補正予算。第1条、歳入歳出予算の補正、介護サービス事業勘定、歳出、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、歳入歳出予算の補正、歳入、一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより議題2案を一括して採決いたします。

議題2案は、いずれも原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号、議案第53号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、令和3年標茶町議会第4回臨時会を閉会いたします。
（午前11時22分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊地 誠道

署名議員 9番 本多 耕平

署名議員 10番 黒沼 俊幸

署名議員 11番 鴻池 智子